

2025年3月31日

破産管財人等特殊口座開設手数料の新設について

株式会社 南日本銀行（頭取 田中 暁爾）は、破産管財人の方がお手続きのために開設する破産管財人口座等、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座の手続きについて、事務負担などを考慮して下記のとおり口座開設手数料を新設いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設する手数料の名称

破産管財人等特殊口座開設手数料

※対象口座

破産管財人口座、相続財産管理人口座、相続財産清算人口座、不在者財産管理人口座、
遺言執行者口座、再生債務者口座

2. 手数料新設日

2025年5月1日（木）

※2025年5月1日の受付分から手数料を適用いたします。

3. 対象となる口座

法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設するすべての口座(個人・法人など問わず)

※既存の口座から名義変更する場合も対象といたします。

4. 手数料金額

口座開設1件あたり 16,500円（税込）

以上

【本件に関するお問合せ先】

営業統括部 営業推進企画グループ

TEL：099-226-1126（ダイヤルイン）

受付時間：銀行営業日 9：00～17：00